

飯南町定住促進賃貸住宅 入居者募集要項

飯南町では、令和 5 年度に建設を予定している「定住促進賃貸住宅」の入居者を次のとおり募集します。

1. 住宅の所在地

島根県飯石郡飯南町八神 ※別図参照

2. 募集戸数

3戸（予算等の状況により変更あり）

3. 住宅の構造及び規模

1戸建て、延床面積 約100㎡、木造平屋建て

オール電化、IHクッキングヒーター、温水洗浄便座

※仕様以上の設備を希望する場合は、本人の費用負担により設置可能。

4. 部屋の間取り

2LDK

※3パターンの間取りから選択。外装及び内装は、指定のものから選択可能。

5. 入居資格

次のすべての事項に該当する方が、入居可能です。

- ① 飯南町に定住するため住宅を必要とし、入居後速やかに住民基本台帳を住宅の場所に移す方
- ② 入居申込時の年齢がおおむね 40 歳までの夫婦であること又は入居申込時の年齢がおおむね 40 歳までの方で同居の親族に中学生以下の子どもがいること
- ③ 住宅に 25 年以上居住することを確約する方
- ④ 家賃及び敷金を支払う能力を有する方
- ⑤ 地方税等を滞納していない方
- ⑥ 連帯保証人を 1 名用意できる方
- ⑦ 申込者又はその同居人、もしくは同居人の親族が暴力団員でない方

6. 家賃等

- ・家賃 40,000 円／月（予定）
- ・敷金 120,000 円（入居時予定）

※家賃納付は、納付書か口座振替により毎月末までにその月分を納付。

※家賃を滞納した場合は、保証人への連絡、支払請求、住宅明渡し請求、差し押さえ等の処分を行います。

7. 住宅の貸付条件等

(1) 入居者費用負担

以下のものは入居者の負担となります。

- ① 電気、水道及び下水道の使用料
- ② 汚物及びゴミの処理に関する費用
- ③ 共同施設、給水施設、污水处理施設の使用や維持管理に関する費用

(2) 増改築の取扱い

- ① 事前に町長の承認を得たうえで、増改築が可能です。
- ② 増築した場合、増築部分の固定資産税は入居者の負担とします。
- ③ 増築後に中途退去する場合、原形復旧が原則です。原形復旧ができない場合は、無償で町に寄贈していただきます。
- ④ 車庫の設置は、事前に町と協議のうえ、本人負担により可能です。木造、鉄骨等の車庫は、増築と同じ扱いとなります。

(3) 中途退去等の取扱い

入居が 25 年に達せず中途退去した場合は、違約金として家賃 12 ヶ月分に相当する金額を納入していただきます。

(4) その他

- ① テレビはケーブルテレビです。使用料は入居者の負担です。
- ② 庭木等の植栽は自由です。
- ③ 住宅の又貸し、目的外使用はできません。
- ④ 入居後は自治会に加入し、地域の活動等に参加していただきます。

8. 入居の申込期間及び場所

- (1) 申込期間 令和5年8月31日(木)まで。
ただし、募集戸数に到達し次第募集を終了します。
- (2) 申込先 飯南町 まちづくり推進課 定住担当
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880
- (3) 申込方法 以下の書類をご提出下さい。郵送可。
- ① 飯南町定住促進賃貸住宅入居申込書
 - ② 入居申込ヒアリングシート
 - ③ 現住所地住民票(入居希望者全員が記載されたもの)
 - ④ 現住所地納税所得証明書(入居希望者全員の収入がわかるもの)
- ※ 審査の段階で、飯南町での定住に向けた面談を実施しますので、飯南町にお越しいただく必要があります。

9. 入居期間

入居開始日より25年間。25年後には土地建物の譲渡が可能です。

10. 入居者の決定時期

申込書類受付後、審査により決定し通知します。

11. 入居の時期

入居者の方と協議の上決定します。
(建築に半年程度の期間を要します)

12. お問い合わせ先

飯南町 まちづくり推進課 定住担当
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880
TEL: 0854-76-2864 FAX: 0854-76-3943
メール: teiju-center@iinan.jp